

別紙様式1（別紙）

令和5年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

<p>監査対象 部局等名</p>	<p>市民生活部スポーツ健康課</p>
<p>包括外部 監査人の 指摘事項</p>	<p>会議室1は、条例で使用料金が設定されているが、現在は「NPO 法人ふちゅうスポーツクラブ」が目的外使用許可を得て専用使用しており、市民が自由に使用できなくなっている。 施設所管課においては、会議室1の利用実態や利用者ニーズを検討したうえで、その利用方針を整理する必要がある。そのうえで、条例通りに使用し続ける場合は、市民が自由に使用できるようにするため「NPO 法人ふちゅうスポーツクラブ」への目的外使用許可を取り消し、同団体の荷物を撤去する必要がある。また、条例通りの使用が困難であると判断される場合には、条例を改正する必要がある。</p>
<p>措置状況</p>	<p>「NPO 法人ふちゅうスポーツクラブ」の荷物を会議室1から撤去し、令和6年度当初からは市民が使用できる状態になっている。今後も、条例等に基づく適切な取り扱いを行ってまいりたい。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。